大阪、平7不1、平7.7.28

命 令 書

申立人 全日本港湾労働組合関西地方本部 申立人 全日本港湾労働組合関西地方建設支部

被申立人 佐川急便株式会社

主

- 1 被申立人は、申立人全日本港湾労働組合関西地方建設支部から平成6年10月11日付けで申入れのあった申立人組合員X1の復職等に関する団体交渉に誠意をもって速やかに応じなければならない。
- 2 被申立人は、申立人らに対し、下記の文書を速やかに手交するとともに、 1メートル×2メートル大の白色板に同文を明瞭に墨書して、被申立人深江 営業所玄関付近の従業員の見やすい場所に10日間掲示しなければならない。

記

全日本港湾労働組合関西地方本部

執行委員長 X2 殿

全日本港湾労働組合関西地方建設支部

執行委員長 X3 殿

佐川急便株式会社 代表取締役 Y1

当社が、貴全日本港湾労働組合関西地方建設支部から平成6年10月11日付けで申入れのあった貴組合員X1氏の復職等に関する団体交渉に応じなかったことは、大阪府地方労働委員会において労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為であると認められました。今後このような行為を繰り返さないようにいたします。

理由

第1 認定した事実

- 1 当事者等
 - (1)被申立人佐川急便株式会社(以下「会社」という)は、肩書地に本社を置き、運輸業を営んでおり、その従業員は本件審問終結時約8,500名である。
 - (2) 申立人全日本港湾労働組合関西地方本部(以下「関西地本」という) は、全国の港湾産業及びその関連産業で働く労働者によって組織される 個人加盟の労働組合である申立外全日本港湾労働組合(以下「全港湾」 という)の地方組織であり、肩書地に主たる事務所を置き、その組合員 は本件審問終結時約6,500名である。また、申立人全日本港湾労働組合関

西地方建設支部(以下「建設支部」という)は、関西地本の下部組織であり、肩書地に主たる事務所を置き、その組合員は本件審問終結時約750名である。

2 本件申立てに至る経過

- (1) X1(以下「X1」という)は、会社大阪支店深江営業所(以下「深江営業所」という)業務課に所属し、同所構内での荷物の受け渡しや仕分け、備品管理等に従事していたが、労働災害の認定を受け、平成6年1月14日から休業し、以後毎月会社に診断書を提出している。
- (2) 平成5年8月8日、深江営業所に勤務する従業員42名が佐川急便労働組合(以下「佐川労組」という)を結成し、X1が執行委員長となったが、その後組合員の退職や脱退が相次ぎ、同6年1月頃までに同労組の組合員は同人1名を残すのみとなった。なお、同労組の上部団体は全日本運輸産業労働組合大阪府連合会(以下「運輸労連」という)であった。
- (3) この間、運輸労連及び佐川労組(以下「運輸労連ら」という)は、会社が佐川労組の結成直後からその組合員に対し組合脱退を強要しているとして、平成5年8月13日及び同年10月13日に当委員会に対して不当労働行為救済申立て(平成5年(不)第42号及び同年(不)第58号併合事件)を行い、同6年6月7日、当委員会は、運輸労連らの申立てを認め、会社がX1ら組合員に対し組合活動の中止及び佐川労組からの脱退を求める発言を行ったことなどを不当労働行為とし、今後このような行為を繰り返さない旨の誓約文を掲示するよう命じる救済命令を発した。

会社は、当委員会の命令を不服として、翌8日に中央労働委員会(以下「中労委」という)に再審査を申立てた。

(4) 平成6年7月15日、X1は、上部団体の運輸労連に対し佐川労組の解散の意向を表明したが、その際、同労連から慰留され、その後も同労連と協議を続けていた。

同月22日及び同年8月10日、会社と運輸労連が、労働災害により休業中のX1の賃上げ及び夏季一時金について団体交渉(以下「団交」という)を行ったが、そこに、X1は佐川労組執行委員長として出席した。同年9月14日、運輸労連は、従前からの協議の結論として、佐川労組を解散の扱いとすることを決めるとともに、同労連からの脱退を承認し、会社に対しても同月19日付け文書で、佐川労組が同月14日に運輸労連から脱退した旨通知した。

(5) 平成6年10月1日、X1は、全港湾に加入し、建設支部佐川急便分会 (以下「分会」という)を結成して分会長となった。

また、X1は中労委に対し、同年10月5日付けの報告書(以下「10.5報告書」という)を佐川労組(元)執行委員長名で提出し、佐川労組が組合員全員の脱退により同年7月15日に解散し、同時に運輸労連から脱退した旨報告した。

(6) 平成6年10月11日、建設支部副委員長 X4 (以下「X4副委員長」と

いう)、同副委員長 X 5 (以下「 X 5 副委員長」という)、同書記長 X 6 及び X 1 は、深江営業所を訪れ、同所業務課係長 Y 2 (以下「 Y 2 係長」という)に、 X 1 が全港湾に加入した旨文書で通知すると同時に、労働災害のため休業中である X 1 の復職につき、主治医の診断を尊重し治療及び就労が可能な労働条件を整備すること外 3 項目を内容とする要求書を提出した。これに対し、 Y 2 係長は社内調整のうえ返事する旨述べた。

同日、Y 2 係長から建設支部に対し、交渉日程の調整をしたいので、 団交申入書を持ってきてほしいとの連絡があり、X 4 副委員長、X 5 副 委員長及びX 1 は、再び深江営業所を訪れ、建設支部及び分会の連名で 翌12日午後 6 時30分から上記要求書の内容を課題とする団交の開催を申 し入れる旨の文書を提出するとともに、同日の団交開催が無理な場合に は、遅くとも同月18日までに開催するよう口頭で要請した。(以下「10.11 団交申入れ」という)

その際、建設支部は会社に対し、X1が執行委員長を務めていた佐川 労組は運輸労連を円満に脱退した旨伝えた。

- (7) 平成6年10月13日、会社は建設支部及び分会に対し、同月12日付けの 文書で「X1は同年8月10日の会社との団交に佐川労組執行委員長とし て出席し交渉しており、会社は、X1の労働条件について同労組と協議 決定していかざるを得ない。仮に、X1が二つの労働組合に加入してい るとすれば、一方の組合員の労働条件を別の労働組合と協議することに なり、労働組合に対する支配介入となるので、どちらの労働組合とも団 交を行うことは不可能である」と回答した。
- (8) 平成6年10月18日、建設支部は、10.11団交申入れに係る団交の早期開催及び要求に誠意をもって回答することを求めて、当委員会にあっせんを申請したが、同年11月2日、会社は前記(7)記載と同様の理由により応じられないとして、あっせんを辞退した。
- (9) 前記(3)記載の再審査申立事件に関し、会社の代理人である弁護士Y3 (以下「会社代理人」という)は、中労委に対し、平成6年10月26日付けで意見書(以下「10.26意見書」という)を提出し、その中で「佐川労組については、同年9月14日付け脱退届けにより、同年7月15日解散し、その結果組織が消滅しているものとして、初審命令を取り消し、本件救済申立てを却下する」との処理を求めた。
- (10) 他方、佐川労組の代理人であった弁護士のX7、X8及びX9(以下「X7弁護士ら」という)は、佐川労組解散に伴うその後の事件処理について、中労委から意見表明を求められたことに対し、初審命令後に労働組合が解散等により消滅しても、初審命令を取り消し、救済申立てを却下すべきではない旨の平成6年12月1日付け意見書(以下「12.1意見書」という)を中労委に提出した。
- (11) 平成6年12月7日、X5副委員長及びX1は、深江営業所を訪れ、Y2 係長に対し、建設支部及び分会連名の文書で、10.11団交申入れについて、

同月13日午後6時から団交を開催するよう申し入れた。

これに対し、会社は建設支部及び分会に同月8日付け文書で、「X1は、佐川労組執行委員長として同年7月22日及び同年8月10日の会社との団交に出席しているが、同年7月15日に佐川労組が解散しているとすれば、X1はどのような立場で団交に出席したと理解したらいいのか。現在、中労委において不当労働行為救済申立事件が再審査係属中であり、同労組の存否についての判断が出るまでの間は、会社はX1の労働条件について佐川労組と協議決定していかざるを得ない。X1が佐川労組と建設支部の二つの労働組合に加入しているとすれば、一方の組合員の労働条件を別の労働組合と協議することになり、労働組合に対する支配介入になるので、どちらの労働組合とも団交を行うことは不可能である」と回答した。

(12) 平成7年1月5日、関西地本、建設支部及び分会は当委員会に対し、 会社が正当な理由なく、10.11団交申入れに係る団交に応じないとして、 本件不当労働行為救済申立てを行った。

なお、分会は、同年2月21日に本件救済申立てを取り下げた。

(13) 当委員会に明らかな事実によれば、本件審問終結後の平成7年4月19日、中労委は前記(3)記載の再審査申立事件に関し、佐川労組を再審査被申立人とする部分について、同労組が解散し既に消滅していることを理由に、再審査の手続きを進めるに由なくなったものとして、会社の再審査申立てを却下する決定を行った。

なお、本件審問終結時現在、会社は10.11団交申入れに応じていない。

- 3 請求する救済の内容
 - 申立人らが請求する救済の内容の要旨は、次のとおりである。
 - (1)被申立人は、10.11団交申入れに係る団交に誠意をもって速やかに応じなければならない。
 - (2) 陳謝文の手交及び掲示

第2 判断

- 1 当事者の主張要旨
 - (1) 申立人らは、次のとおり主張する。
 - ア X1が平成6年10月1日に全港湾に加入し、建設支部及び分会から会社に対し、10.11団交申入れがあったことについては会社も認めているところである。

また、全港湾は団交申入れを支部単位で行うのを常にしているが、 全港湾は個人加盟の単一組合であって、全港湾、関西地本及び建設支 部は一体のものであるから、建設支部に対する団交拒否は、同時に関 西地本の団交権をも否認するものである。

イ X1の中労委に対する10.5報告書では、佐川労組が解散したのは平成6年7月15日であると記載されているが、これは同労組の解散を単位組合として意思決定をした時点であり、また、上部団体である運輸

労連は会社に対し、同労組は同労連の承認を経て同年9月14日に正式に解散脱退した旨を同月19日付け文書で伝えているのであるから、同月14日以降に同労組が存在しないのは明らかであり、同年7月22日及び同年8月10日の団交にX1が佐川労組執行委員長として出席していたとしても、10.11団交申入れを拒否する理由とはなり得ない。

なお、12.1意見書は、佐川労組が現に存在していることを示すものではない。

以上、会社が、建設支部からの10.11団交申入れに係る団交の開催に応じなかったことは不当労働行為である。

- (2) 被申立人は、次のとおり主張する。
 - ア 10.11団交申入れは、建設支部名義でなされたもので、関西地本からの団交申入れは存在せず、同地本に対する団交拒否は有り得ない。
 - イ X1の10.5報告書によれば、佐川労組は平成6年7月15日に解散したとなっているが、その後の同月22日及び同年8月10日の団交にもX1は同労組執行委員長として出席し、会社と交渉していることからすれば、同労組は現に存在すると考えざるを得ない。

X1が佐川労組に加入している以上、同人の労働条件を建設支部と協議することは、佐川労組に対する支配介入になるので応じられない。

なお、12.1意見書は佐川労組の存在を示しているものにほかならない。

したがって、会社は何ら不当労働行為を行っていない。

- 2 不当労働行為の成否
 - (1) 10.11団交申入れは建設支部及び分会の連名でなされていること及び会社がこれに応じていないことは、前記第1.2(6)、(7)、(11)及び(13)認定のとおりである。

ところで、関西地本及び建設支部は、いずれも労働組合としての資格を有しており、ともに個人加盟の単一組合である全港湾の地方における下部組織であって、関西地本は、さらに、その下部組織である建設支部の組合活動について利害と責任を有する上部団体であるから、建設支部に対する団交拒否に係る救済申立てについては、関西地本も申立人となりうると解すべきである。

(2) 会社は、X 1 が佐川労組と建設支部に二重に加入していると主張するが、前記第1.2(4)ないし(6)認定のとおり、X 1 に対し佐川労組の解散について運輸労連からの慰留及び協議があったものの、最終的には平成6年9月14日に、佐川労組はその解散及び運輸労連からの脱退を正式に承認されたこと、同労連は会社に対し、同月19日付け文書で同労組の脱退を通知していること、X 1 は、10.5報告書により同年7月15日に佐川労組が解散した旨中労委へ報告していること及び同年10月11日に建設支部が会社に団交を申し入れた際、同支部は佐川労組が運輸労連を脱退した旨伝えていることがそれぞれ認められる。

また、前記第1.2(9)認定のとおり、会社代理人は10.26意見書において、運輸労連からの同年9月14日付けの脱退届けによって佐川労組が解散したことを前提とした言及を行っていることが認められる。

これらの事実からすれば、佐川労組の正式の解散期日が同年7月15日か同年9月14日かの認識の違いを生じる余地はあるとしても、少なくとも本件10.11団交申入れのあった時点において佐川労組が既に存在していないことは会社にとって明らかであったというべきである。

なお、X 1 が同年 7 月 22 日及び同年 8 月 10 日に佐川労組執行委員長として会社との団交に出席しているにもかかわらず、10.5 報告書で同労組が同年 7 月 15 日に解散した旨報告したことは、佐川労組の解散時期についての対外的な表明において矛盾するものではあるが、佐川労組が正式に解散・脱退したとしている同年 9 月 14 日以降、X 1 は、同労組執行委員長としての活動を何ら行っていないのであるから、10.11団交申入れ時点において、建設支部との団交が佐川労組に対する支配介入になるとの会社主張は全く理由がない。

また、同年12月の佐川労組の代理人であった X 7 弁護士らの中労委への12.1意見書については、前記第1.2(10)認定のとおり、同労組解散を前提として、再審査申立事件の取扱いにつき意見を述べたものであり、同意見書をもって佐川労組の存在を示すものとし、それを前提として本件団交拒否の理由とする会社主張は失当である。

(3) 以上により、会社が10.11団交申入れに係る本件団交を拒否したことには、正当な理由がなく、かかる会社の行為は労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為である。

以上の事実認定及び判断に基づき、当委員会は、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条により、主文のとおり命令する。

平成7年7月28日

大阪府地方労働委員会 会長 由良数馬 ⑩